第７章．歴史文化保存活用区域に関する事項

７－１．区域設定の方針及び考え方

歴史文化保存活用区域とは、「不動産の文化財だけでなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財群を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定める（技術指針 2012）」ものであり、平戸市では、平戸港周辺に設定している。

港市平戸の玄関口であった平戸港周辺は、港の支配者であった領主松浦氏に関連する地域資源や海外との交流を示す文化遺産などが多く集積していることから、現在、年間 175 万人（平戸市 2018）が訪れる平戸観光の拠点となっている地域である。平戸への来訪動機の根拠となっている地域資源の滅失や消耗を抑制し、人口減少が進む中、交流を核とした持続可能な地域づくりを推進するため、以下の三つの観点から歴史文化保存活用区域（図 60）を設定し、不断の見直しを行いながら平戸市における文化観光の中核区域を形成していくものである。（写真 81・82）

①平戸固有の歴史文化を物語る、有形・無形の地域資源が集積している範囲。
②来訪者が地域の価値に触れるための仕組み（ガイダンス施設など）が存在する範囲。
③重点的保護を図り、かつ積極的な活用のための整備を推進する区域として、行政など関係機関で共通認識がもたれている範囲。

写真 81　様々な文化遺産が集積する平戸港周辺

写真 82　文化観光の拠点となる案内所

７－２．文化財保存活用区域の範囲

区域設定の方針および考え方（７－１）から、文化財保存活用区域を平戸港周辺に設定することとし、その範囲を図 60･61 のとおりとした。

文化財保存活用区域の範囲設定にあたっては、有形・無形の文化遺産を総合的に把握し、活用する必要があるため、保存・保全すべき要素をレイヤー毎に把握し、地域資源が集中する場所を特定（７－３）した。また、地域資源の立地には地形地質や周辺に位置する緑地、港などの社会環境が大きな影響を与えていることや、景観は一体性で来訪者や住民に認知されることなどから、それらを含む範囲としている。

文化保財存活用区域は、平戸市において特に文化的で魅力的な空間を創出している区域であると考えられることから、関連する計画と連携しながら、地域資源を生かした文化観光を推進するものである。

※文化財保存活用区域の範囲は、平戸市景観計画重点区域と同一の範囲であり、景観行政を推進していく地域である。

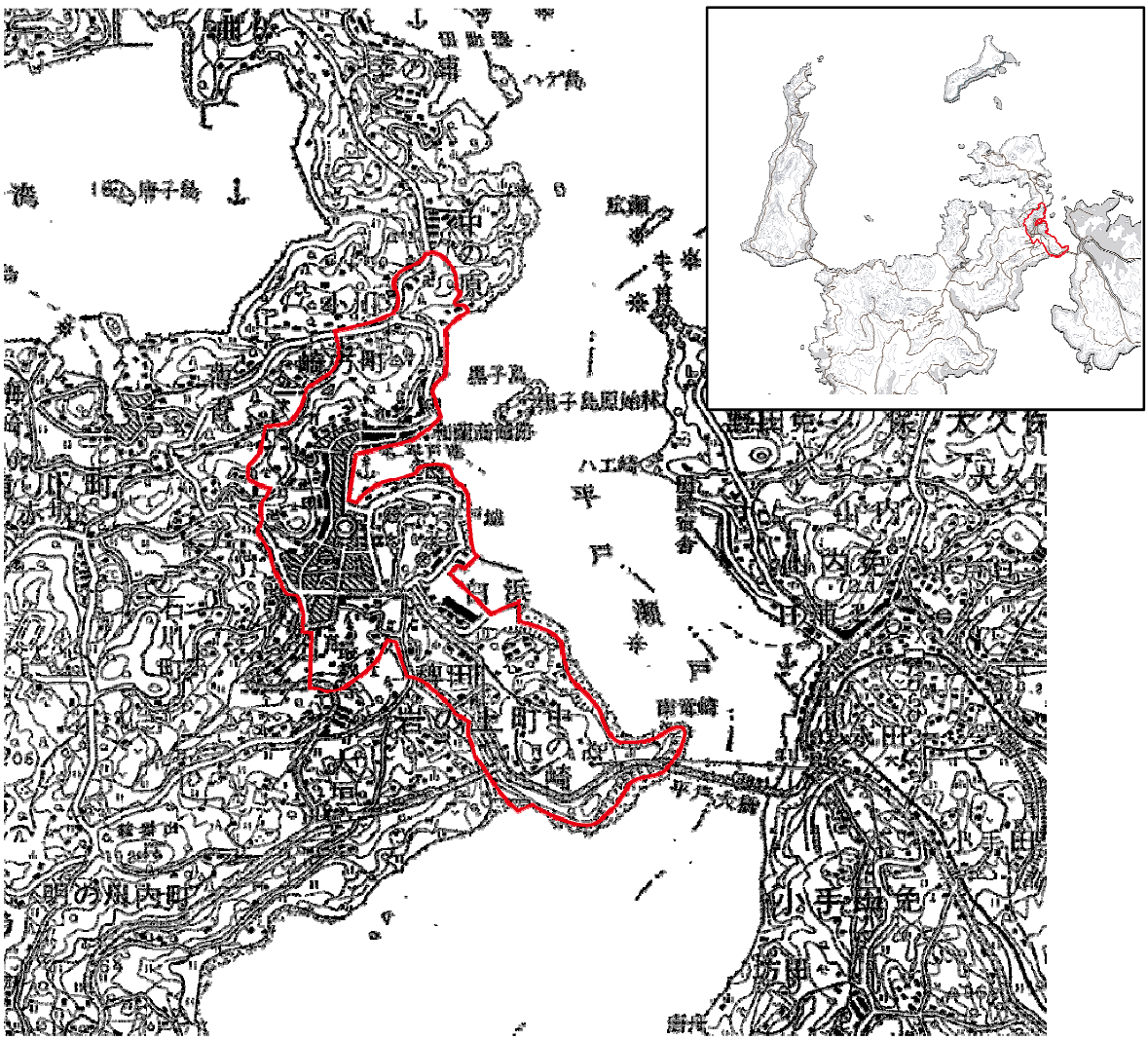

図 60　歴史文化保存活用区域の範囲図

図 61　歴史文化保存活用区域の範囲図

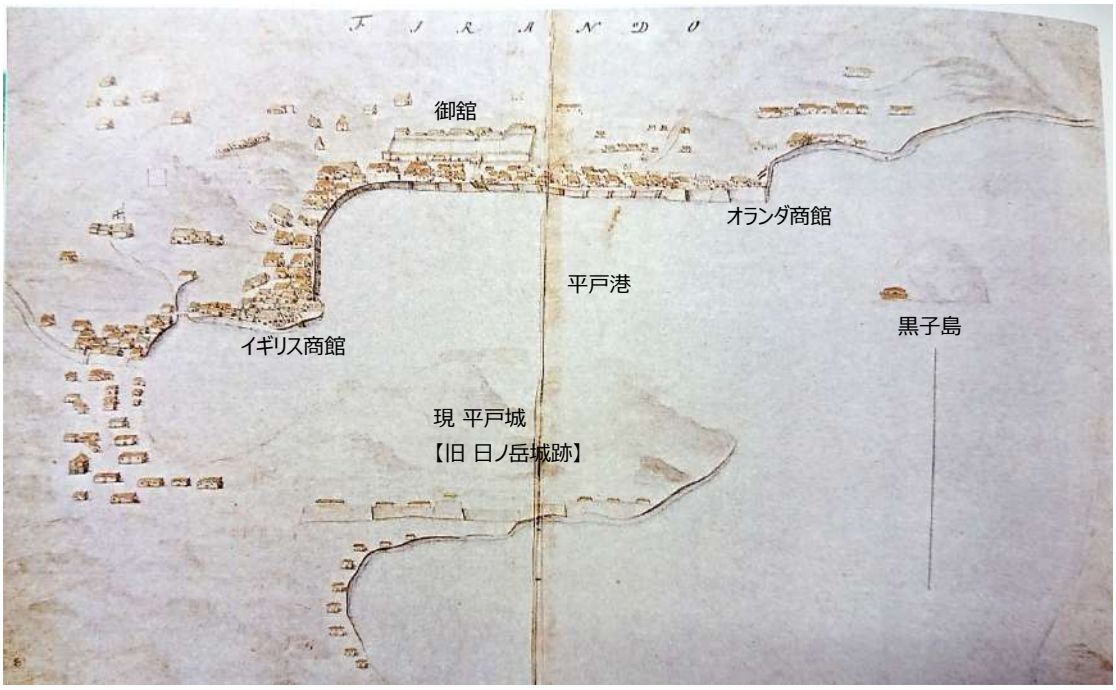

図 62　1621 年平戸図（複製）※オランダ･ハーグ国立中央文書館蔵

図 63 は、平戸城下を描いた最古のもので、オランダ･イギリス商館、平戸藩政庁（御舘）、1613 年に焼失した日ノ岳城などが描かれている。１６世紀の大航海時代に国際貿易港であり、その歴史的遺産が集積している地域一帯を文化財保存活用区域に設定している。

７－３．対象区域の歴史･文化の特徴と地域資源の具体的例示

７－3－１．平戸市街地の現況

（１）　立地

・平戸島北東部、平戸瀬戸に面する平戸港周辺に市街地が発達しており、公共施設等が集中している。昭和 52 年(1977)に平戸大橋が開通したことにより、九州本土との往来が船から車に変化した。それに伴い、観光客数は飛躍的に増加したものの、城下町北部に位置する崎方町などは、平戸の玄関口としての機能を失った。

写真 83　埼方公園から平戸港を望む

（２）　寺社･教会堂

・平戸港周辺の高台に、市街地を囲むように分布する。

・規模が大きい、松浦史料博物館、酒蔵、教会堂、寺などは、文化財的な価値を持つだけでなく、港周辺の景観を特徴づける重要な要素になっている。

（３）　町屋

・商店街通り（オモテ通り）に面して、間口が狭く奥行きが長い長方形の敷地に、木造 2 階建て瓦葺、平入り形式を基本とした町屋が並ぶ。山から海へと下る緩やかな勾配があるため、通りニワをスロープや階段にして対応した。

・飲食店、みやげ店は商店街通りに面し、崎方町に集中している。

（４）　武家屋敷

・平戸の武家屋敷は、平戸港を取り囲む町屋のさらに外側に立地していた。今も、武家屋敷の流れを汲む建造物が残されている。武家屋敷は、庭園やマキ垣、石垣など特徴的な要素を伴っており、緑深い沿道の景観を形成している。

（５）　都市公園

・市街地を囲むように、亀岡公園、崎方公園、天満公園、金比羅公園がある。

・都市公園内には、平戸城に関連する貴重な文化遺産が含まれていることから、市外からの来訪者も多く訪れている。

（6） 航路

・平戸港から、的山大島と度島に定期航路が出ている。

図 63 殿様長崎御出御船之図

写真 84 現在も残る船着場

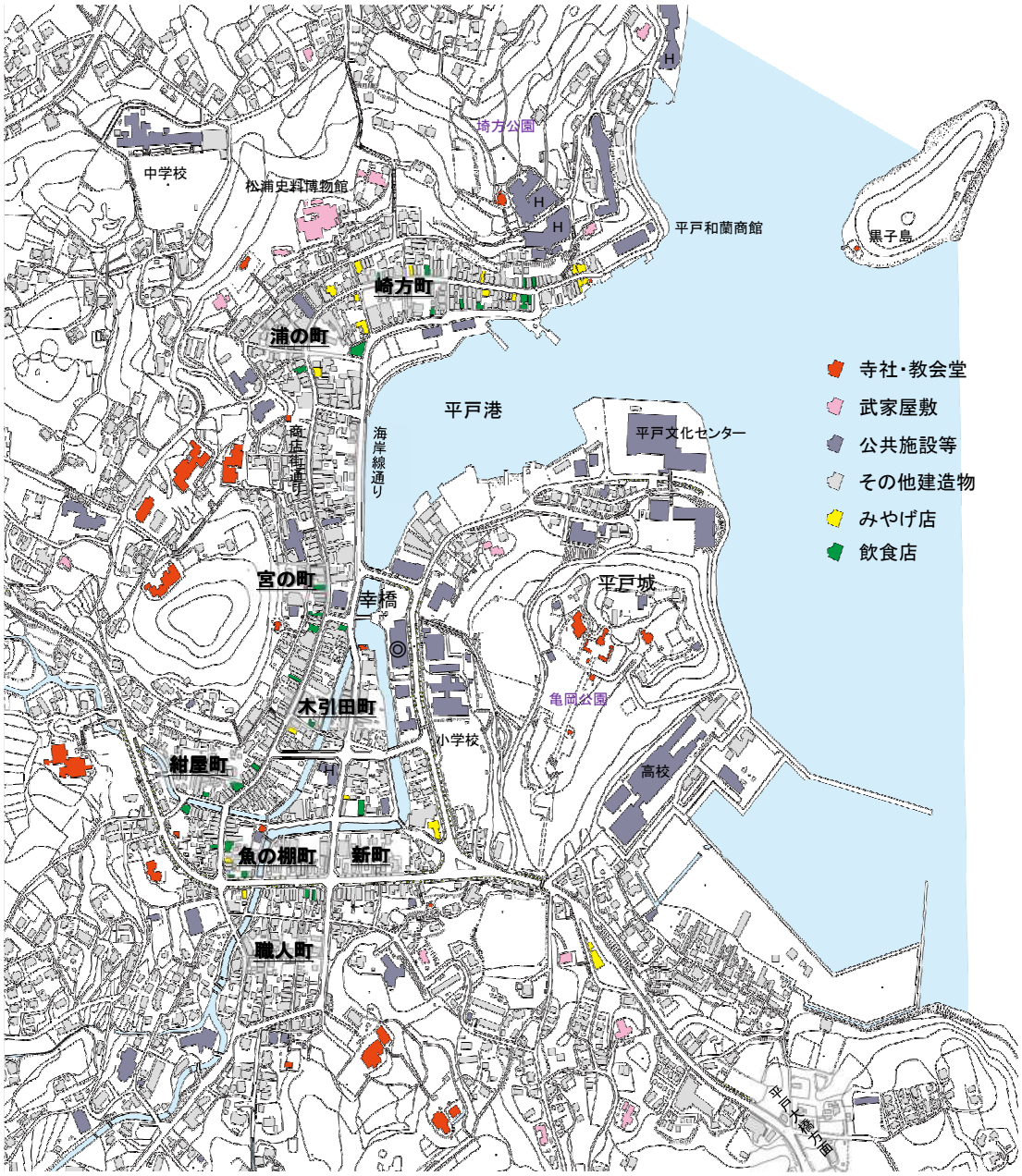

図 64 市街地現況図

7－3－2．埋蔵文化財

・平戸港周辺の埋蔵文化財包蔵地の一覧（表 26）と位置図（図 65）である。

※図中の番号は、長崎県遺跡地図（長崎県教委 1995）のもの。

・松浦家に関する中世から近世の遺跡のほか、16 世紀から 17 世紀初頭における国際交流の影響を示す遺跡（平戸和蘭商館跡、天門寺[16 世紀の教会堂]跡）が分布している。（写真 85･86）

天門寺跡と印山寺跡：天文 10 年（1542）勝尾岳の東麓に中国海商「王直」が屋敷を構え、以後 15 年間栄華を極めた。王直が弘治 2 年（1556）に明に捕らわれた後、永禄 7 年（1564）に天門寺（教会堂）が建てられる。禁教により天門寺が破壊された後に、印山寺が建てられている。

表 26 城下町周辺の遺跡一覧（番号は、図 65 に対応）

番号	遺跡名称	種 別	時 代
37	古舘跡	館跡	中世
39	舘山跡	〃	〃
40	御舘跡	〃	近世
41	松浦 15 代肥州公定の墓	墳墓	中世
42	松浦 22 代天翁豊久の墓	石造物	〃
47	中之舘跡	館跡	近世
48	大渡長者の墓	墳墓	中世
49	松浦氏 16 代国司公勝の墓	〃	〃
50	松浦氏 24 代高齢松公の墓	〃	〃
51	勝尾嶽城跡	城跡	〃
52	普門寺跡	寺跡	中世･近世
53	天門寺跡	教会跡	中世
82	白浜台場跡	台場跡	近世
84	松浦氏 25 代道可隆信の墓	墳墓	中世
85	追廻下遺跡	遺物包含地	先土器･弥生
86	大手前遺跡	〃	縄文･弥生
87	亀岡遺跡	〃	縄文
88	日之嶽城跡	城跡	中世
89	亀岡城跡	〃	近世
90	叶崎台場跡	台場跡	〃
91	築屋敷台場跡	〃	〃
92	稲荷崎台場跡	〃	〃
129	平戸の六角井戸	石造物	近世
135	国史跡平戸和蘭商館跡	その他の遺跡	〃

写真 85 国指定史跡平戸和蘭商館跡

写真 86 天門寺跡

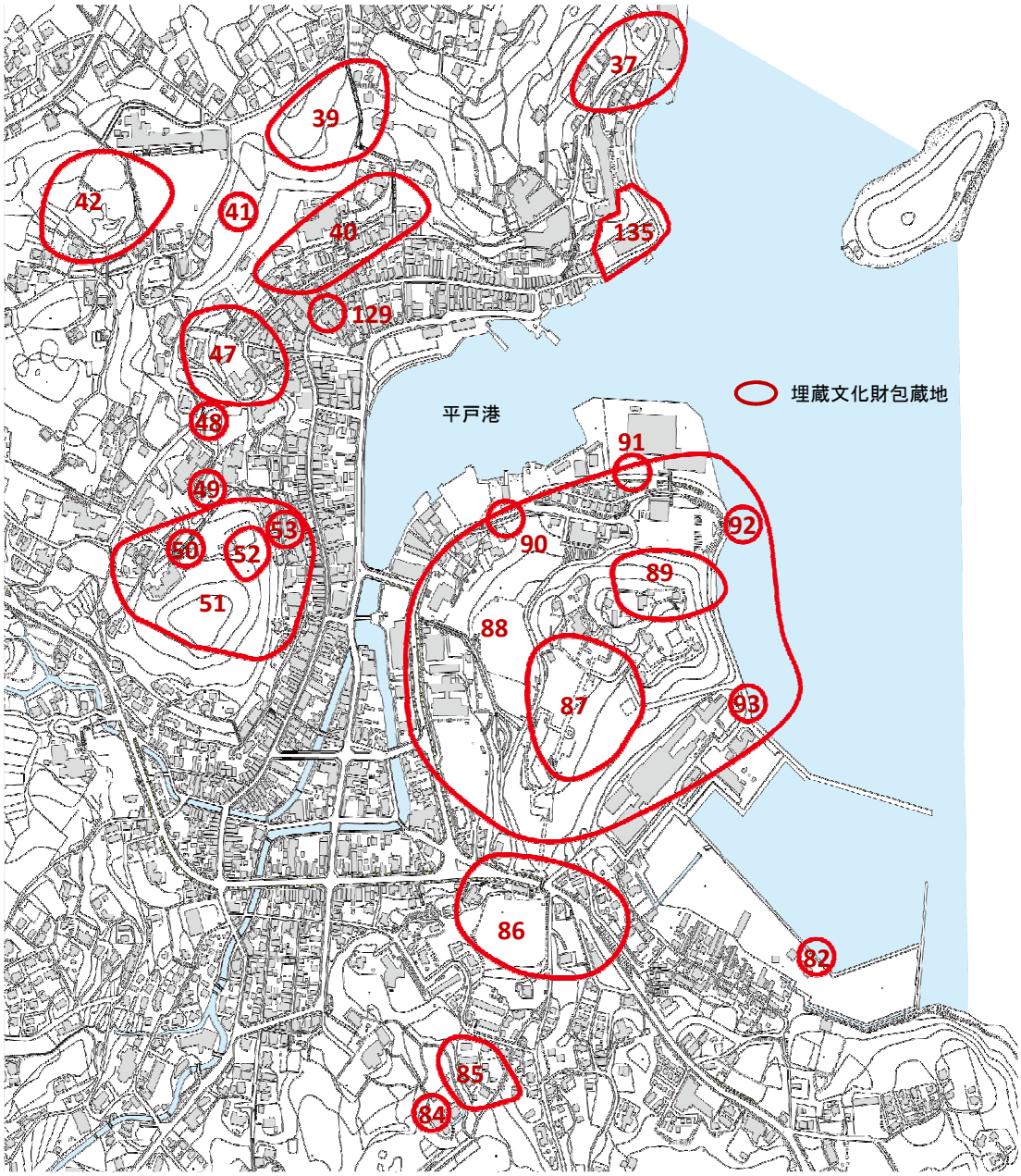

図 65 埋蔵文化財包蔵地図

7－3－3．歴史の道

・文化 7 年（1810）頃（築地町の埋め立てが完了した直後）に作成された、平戸城下の世襲の武家屋敷の配置を示した「平戸城下家中之図」（図 66）に朱色で記載された町内道路で、現在もその構造が残されている箇所を示したものが図 69 である。

・街区の構造については、寛永 3 年平戸図（1626）、正保平戸城下図（1645）（図 67）でも確認できる。昭和初期に海岸通りが整備され、昭和 40 年代（1965～）以降に国・県道が城下町を横断した。

・幸橋（写真 87）は架橋から現在に至るまで、城下町と城を繋ぐ重要な結節点として利用されており、重要文化財として象徴的な道（場所）になっている。

・平戸城下町の道（橋を含む）は、江戸期の構造をよく留める重要な要素だといえる。

幸橋：寛文 9 年（1669）に城と城下町を繋ぐ木橋を架け、便なるため幸橋と呼ばれた。元禄 15 年（1702）にこれを石橋に改架し、これを別名オランダ橋という（オランダ商館の石造り建築に従事した石工によって架橋されたため）。上流に架かる小さな石橋（法音寺橋）は、着工前に試架したものといわれる。

図 66　平戸城下家中之図（1810 頃）

図 67　正保平戸城下図（1645 頃）

図 68 平戸年中行事絵巻（幸橋付近）

写真 87 昭和初期頃の幸橋

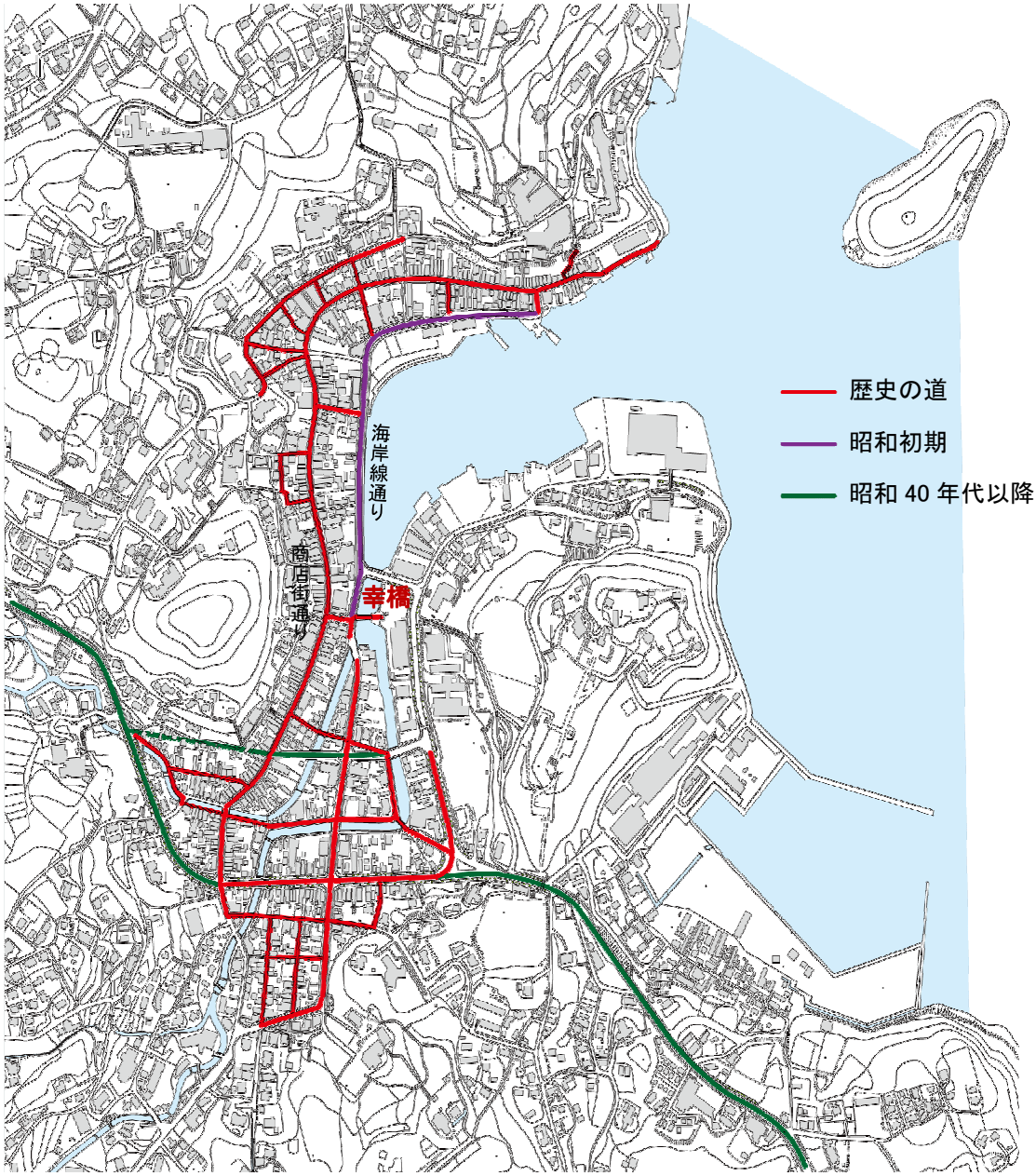

図 69 道図

７－３－４．町並み

・敷地の形状は、間口が狭く奥行きが長い長方形を原則とする。

・商店街通り（オモテ通り）を境に、山側の家、海側の家と呼び、いずれもオモテ通りを正面とした。昭和初期に海岸通りができてから海側の家の構造に変化が見られるが、江戸時代の絵図（図 70）に見られる敷地割りは現在も確認できる。

・瓦葺の切妻屋根、平入り、2 階建てが多い。

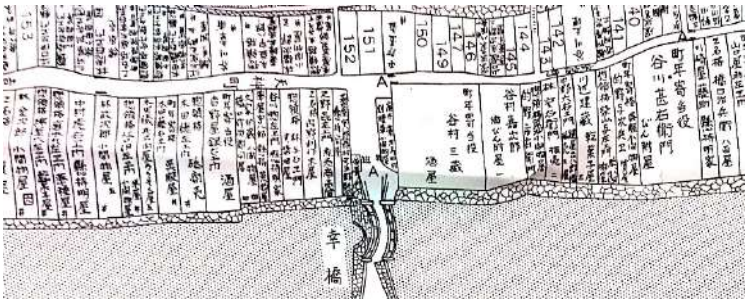

図 70　寛政四年平戸六町図（1792）

写真 88　奥行きが長い建造物

７－３－５．寺社、武家屋敷等

・平戸の武家屋敷は、港に面した平地に広がる町屋を取り囲むように分布しており、庭園を備えるものも多い。

・寺社、松浦史料博物館、酒蔵、教会堂、平戸オランダ商館、平戸城など景観を特徴づける建造物も多い。

・松浦史料博物館は、明治 26 年（1893）に平戸松浦家第 37 代詮（あきら）（心月（しんげつ））の自邸として建てられたものであり、規模が大きく、当時の様相のまま現在まで残る御殿は貴重である。また、周囲の石垣なども江戸期まで遡ると考えられる。

写真 89　商店街通り（街環）

写真 90　棲霞園（国指定名勝）

松浦史料博物館
平戸オランダ商館
海側の家
山側の家
亀岡神社
亀岡神社神楽殿
神社
寺
武家屋敷
教会堂
街環整備済
住居等
公共施設等

図 71 建造物図

７－３－６．「平戸おくんち」御神幸行列のルート

・平戸地方では、秋の収穫を感謝して 10 月から 12 月にかけて、各地で氏神の祭りが行われ「おくんち」と呼ばれている。

・通称「平戸くんち」は、10 月 24 日～27 日に平戸城の旧二の丸にある亀岡神社の例大祭で、25 日に神輿を引き連れた行列が城下町を練り歩く御神幸行列が行われる（写真 91・92）。

・亀岡神社は、明治 13 年（1880）に霊椿山（れいちんざん）神社、七郎神社、乙宮神社、八幡神社の 4 社が合祀され創立したものである。

・亀岡神社例祭は、七郎神社の例祭を基に成立したと考えられ（平戸市史 1998）、「明治の前頃七郎宮御大祭ノ時矢ふさめの図（図 72）」にその様子が描かれている。現在は、流鏑馬が取りやめとなったため、例祭の中核をなすのは、神幸と平戸神楽（写真 93）の奉納である。

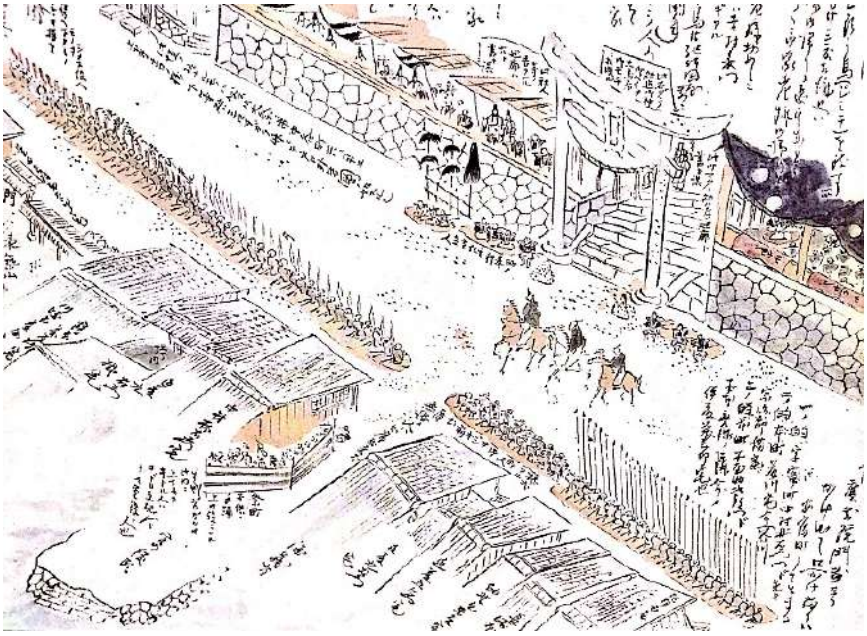

図 72　明治の前頃七郎宮御大祭ノ時矢ふさめの図

写真 91　御神幸行列（神輿）

写真 92　御神幸行列（武者行列）

写真 93 平戸神楽

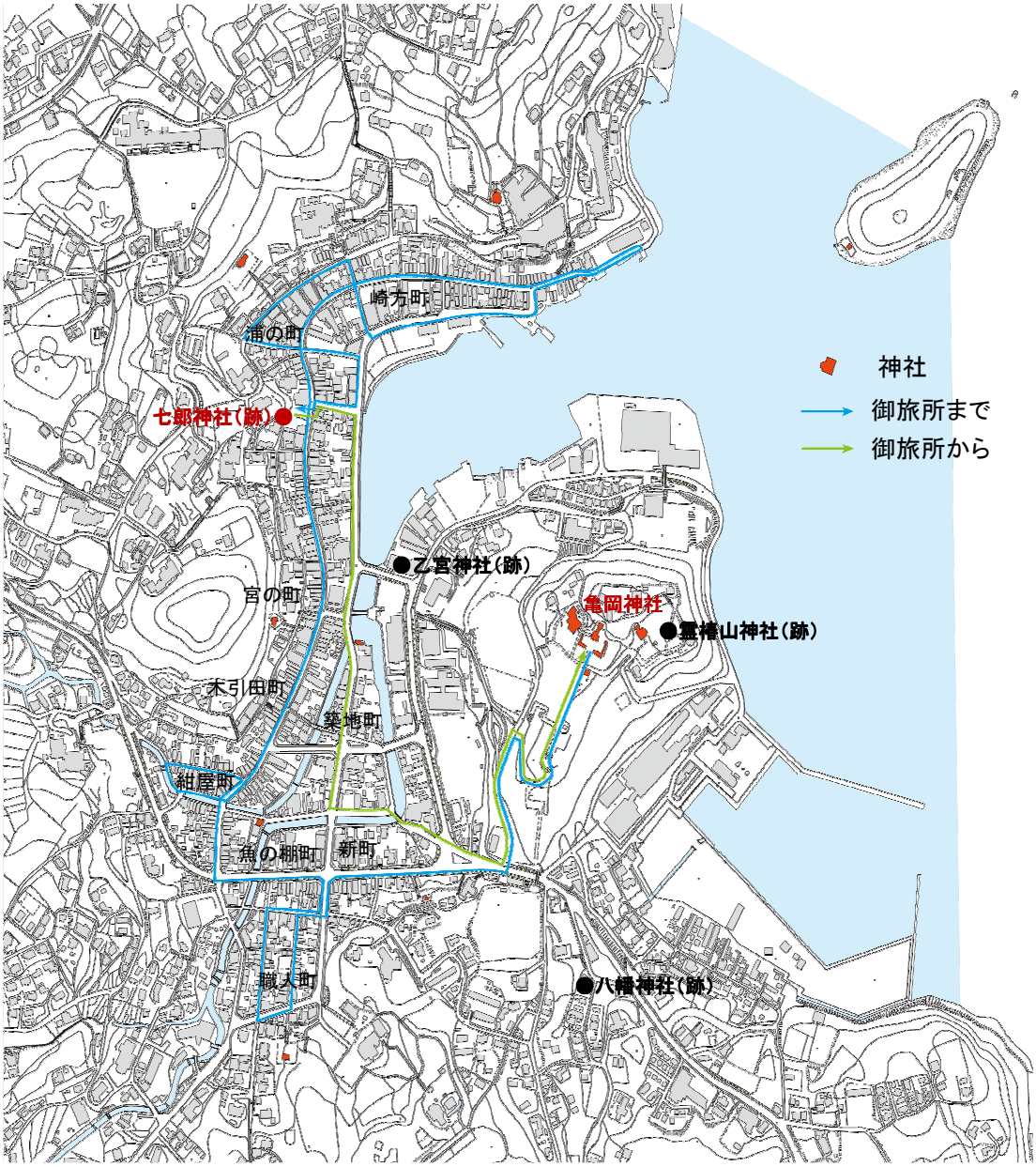

図 73 祭りのルート図

７－３－７．資産図

・埋蔵文化財、歴史の道、建造物、祭りのルートを合わせた資産図（図 74）を見ると、歴史的な街区と祭りの関連性が読み取れる。

・亀岡神社から七郎神社までの御神幸行列のルートは、主に江戸期における主要な町内道路内で完結していることが分かる。

・また、ジャ踊りや獅子舞が神社で奉納されるほか、商店街においては町屋の悪い気を祓うため、“頭入れ（写真 97）”を行う。

写真 94　御神幸行列

写真 95　築地町のジャ踊り（亀岡神社）

写真 96　宮の町の獅子舞（亀岡神社）

写真 97　築地町のジャ踊り（商店街での頭入れ）

写真 98　宮の町の獅子舞（商店街）

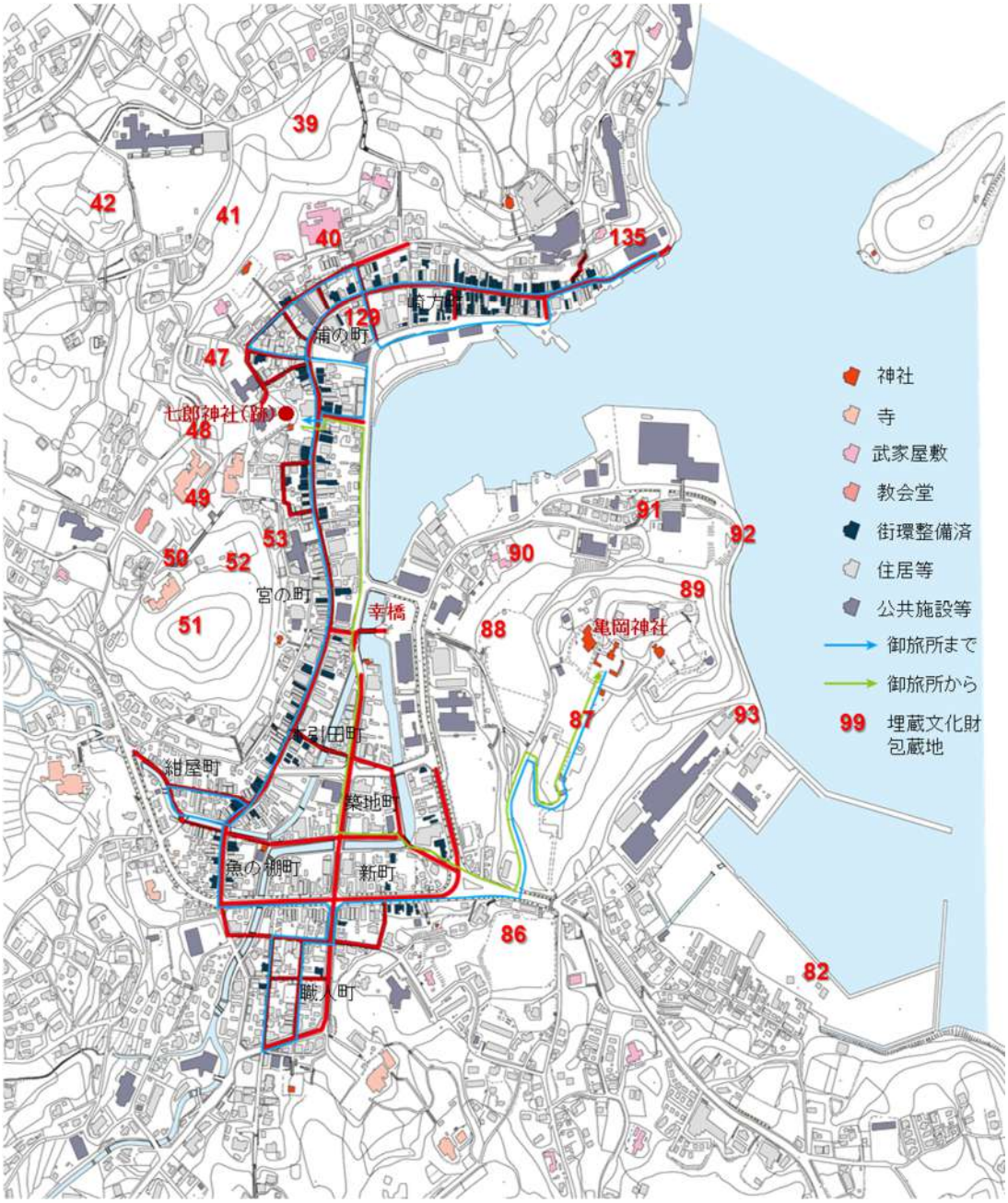
37
39
42
41
40
135
129
浦の町
47
七郎神社(跡)
48
49
53
50
52
51
宮の町
幸橋
91
92
90
89
88
亀岡神社
87
93
紺屋町
築地町
魚の棚町
新町
86
82
職人町
神社
寺
武家屋敷
教会堂
街環整備済
住居等
公共施設等
御旅所まで
御旅所から
99 埋蔵文化財包蔵地

図 74 資産図

７－３－８．保存・保全すべき要素

（１）　建造物

①歴史的建造物

・高台に位置する寺社や教会堂、松浦史料博物館などは規模が大きく、城下町の景観を特徴づける重要な要素である。

②保全すべき町屋

・市街地には、江戸期の建造物もみられるが、群として良好な町なみを形成しているものは、明治から昭和初期に建てられたものが多い。特に崎方町や木引田町から魚の棚町にかけての商店街通りには良好に残されている。

・個々の町屋の保全は、結果として良好な家並み景観につながる。景観は一体性で認識されることから、木造家屋群として、周囲の建造物などと一体的に保全していく必要がある。

・町屋を活用した飲食店やみやげ店は、商店街に賑わいを創出する。ハード整備の施策に併せ、活動主体となる人材育成とそれらの活動をサポートするソフト事業の実施が必要である。

写真 99　歴史的建造物（寺社・武家屋敷など）

写真 100　保全すべき町屋（伝統的木造家屋）

写真 101　保全すべき家並みの連続性

写真 102　商店街で生業を営む店舗

駄菓子屋、海産物店、お菓子屋、生活日用品店など

（２）　歴史的な道や街区に関連する祭り

・歴史的な地割を引き継ぐ街区や、そこで継承される「平戸くんち」などの祭りは、保全すべき要素である。

・山手側から海へ下る路地に残る石畳や石積みは、保全すべき要素である。

・幸橋や法音寺橋などの石橋は景観を特徴づける要素として保全すべきである。

写真 103　オランダ塀と路地

写真 104　保全すべき路地の石畳や石積み

写真 105　幸橋

写真 106　法音寺橋

（３）　その他

・定められた眺望点から見える稜線や緑地の保全も重要である。

写真 107　市街地と後背地の緑地（崎方公園からの眺望）

・地域計画では詳細に触れていないが、文化財保存活用区域において文化観光（経済）戦略を実施していくために必要な様々な計画が存在する。これらの計画をもとに、国や県など関係機関と連携を図り、地域資源を核とした文化観光を推進していくものとする。

【参考文献】
１）内閣官房・文化庁（2017）『文化経済戦略』
２）平戸市（2016）『観光統計　平成 27 年（1 月～12 月）』
３）平戸市市史編さん委員会（2001）『平戸市史　絵図編　絵図にみる平戸』
４）文化庁文化財部（2012）『「歴史文化基本構想」策定技術指針』

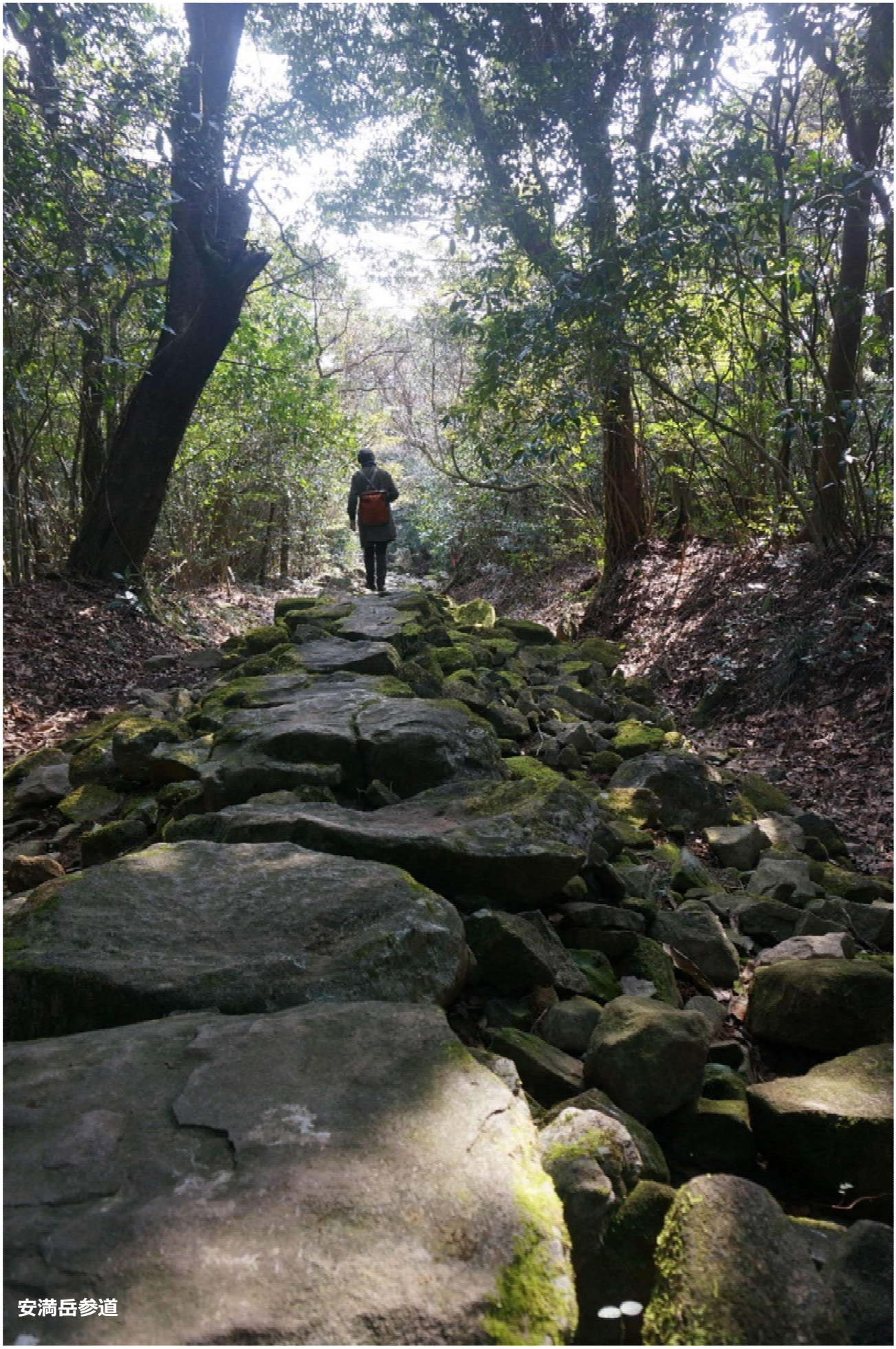

安満岳参道